

○ 診断書について

本診断書は、識別符号付与業務委託先の方の診断書となります。

同委託先が法人である場合、役員全員と、識別符号付与業務に従事する者全員の診断書が必要となります。

■ 識別符号付与業務従事者が海外居住の方の場合

当該事業者が在住する国において医師と認められる者が作成したもので下記の内容が記された診断書で差し支えありません。

ただし、外国語で記載された診断書については、その写しに邦訳を記載し、原文を誤りなく邦訳した旨の宣誓及び邦訳者の署名押印又は記名押印がなされ、かつ、公証人の資格を持つ者の承認を受けたものを原本と併せて提出してください。

※ 本届出における診断書とは、アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者ではないということを診断した医師の証明書となります。